

住居確保給付金とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、沼津市自立相談支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- **支給額** 下記①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く）を支給。
ただし、世帯の収入が一定額以上の場合は、②の式により算出した額を支給（100円未満切り上げ）

① 上限額…世帯の人数に応じ、次の表とおり

世帯人数	上限額
1人	37,000円
2人	44,000円
3人～5人	48,000円

※6人以上の世帯は必要に応じお問合せ下さい

② 世帯の収入が一定以上の場合の支給額

式 支給額＝家賃額（①が上限）－（月の世帯の収入合計額－基準額※下記表）

世帯人数	基準額
1人	81,000円
2人	123,000円
3人	157,000円
4人	194,000円
5人	232,000円

- **支給期間**：原則3か月（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）
- **支給方法**：大家、不動産媒介業者等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内であること。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であったこと（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同じ世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額	収入基準額（万円）
1人	81,000円	基準額（左記）＋家賃額 （ただし、家賃額は単身世帯37,000円、 2人世帯44,000円、3人～5人世帯は 48,000円が上限） ※地域ごとに設定された基準額が上限となる。
2人	123,000円	
3人	157,000円	
4人	194,000円	
5人	232,000円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	48.6万円
2人	73.8万円
3人	94.2万円
4人～5人	100万円

- ⑥ ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ③ 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込みが一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳）
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し
求職申込み・雇用施策利用状況確認票
- ⑦ 入居（予定）住宅関係書類

住宅を喪失するおそれがある方 入居住宅に関する状況通知書、賃貸借契約書の写し

住宅を喪失している方 入居予定住宅に関する状況通知書

住居確保給付金受給中の義務

- 支給期間中は、公共職業安定所の利用、沼津市自立相談支援センターの支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- また、毎月4回以上、沼津市自立相談支援センターの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、沼津市自立相談支援センターに報告してください。
- さらに、沼津市自立相談支援センターより支援プランが策定された場合は、上記に加え、支援プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を沼津市自立相談支援センターに提出してください。
- 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、沼津市自立相談支援センターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。

（要件）・受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていたこと

・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、沼津市自立相談支援センターへお越しください。再延長を希望する場合は、沼津市自立相談支援センターの指示に従ってください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 沼津市自立相談支援センターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、沼津市自立相談支援センターへお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の実施主体の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 沼津市自立相談支援センターが策定した支援プランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住居を退去した者（大家からの要請の場合、沼津市自立相談支援センターの支持による場合を除く）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合は、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問合わせ 沼津市自立相談支援センター 電話 055-922-1620
沼津市市民福祉部社会福祉課 電話 055-934-4863